労働移動緊急対策事業（労働移動受入奨励金）に係る事務の流れ

離職者の移籍（再就職）支援の流れ	奨励金支給事務の流れ
送出企業が事業縮小による人員削減の実施を決定	
⇩	⇩
送出企業が産業雇用安定センターに離職者の移籍（再就職）支援を依頼	送出企業が県に送出企業の要件確認を依頼
⇩	⇩
送出企業の離職者が、ハローワーク、産業雇用安定センター、その他職業紹介事業者（以下「ハローワーク等」という。）に求職登録	県が送出企業の要件確認結果を送出企業及び産業雇用安定センター等に通知
⇩	⇩
ハローワーク等の紹介で離職者を正規雇用する受入企業が決定	受入企業が離職者を正規雇用したことを県に報告
⇩	⇩
受入企業が離職者を正規雇用	
	受入企業が県に奨励金支給申請書を提出（正規雇用日から６か月経過後）
	⇩
	受入企業が県に正規雇用者の雇用状況を報告（正規雇用日から１年経過後）